

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



- アフラックのホームページ (<http://www.aflac.co.jp/>) 上で、**いつでもご覧いただける「ご契約のしおり・約款」**です。
- 冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません**。
- ▶▶ **Web 約款**の特長、閲覧方法など、詳しくは「**その他重要事項** **⑤ Web約款について**」**P.38**をご確認ください。

〈本冊子について〉

- ・「本冊子」に記載の保障内容は2017年2月20日現在のものです。
- ・「本冊子」に記載の「当社」とは引受保険会社のことを指します。
- ・契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。
- ・特約のみのお申込みや、特約の中途付加はできません。
- ・**ご案内の保障内容以外をご希望の場合はお問い合わせください。**

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

〈保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください〉

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「疾病・医療保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますのでお問い合わせください。

ご契約後は、必ずご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人にお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは

〈募集代理店〉（アフラックは代理店制度を採用しています）

募集代理店については、下記または同封の書類に記載の募集代理店、お問い合わせ先欄をご確認ください。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <http://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日を除きます。

募集代理店は当社以外の保険商品を取扱いできる場合があります。
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

☎ 779133(00)XXX.XX.XX.XX(新)

AFツール-2016-0474 12月5日

アフラックの医療保険

2017年 2月版 保存版



パンフレット

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

「契約概要・注意喚起情報・その他重要事項」はご契約に関する大切な事項を記載しています。必ずお読みいただき大切に保管してください。

健康に不安がある人も入りやすい

**ちゃんと応える
医療保険**

やさしい EVER

健康に不安がある方も入りやすい医療保険

ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合の
入院・手術なども保障

通院ありプランなら、入院前後の通院も保障

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
への手厚い備えも
※特約を付加した場合



No.1 アフラックは
「がん保険」も「医療保険」も
契約件数 No.1
(平成28年版「インシュアランス生命保険統計号」より)

「生きる」を創る。

Aflac

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

病気やケガの保障
(がんや重大疾病の保障も含む)

ちゃんと応える医療保険
やさしいEVER
やさしい先進医療特約

対応する
商品・特約

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

やさしい三大疾病一時金特約
やさしい三大疾病保険料払込
免除特約

死亡時の保障

やさしい終身特約

このパンフレットでは
ご案内していません

介護や障がいの保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

お1人でお読みになっ
ていて
ご不明な点やご相談が
ありましたら、
お気軽にお問い合わせ
ください。

どのプランを
選べばいいのかわ
からない、
相談したい。

どんなときに
給付金が
もらえるのか詳しく
知りたい。

保険料が
いくらになるのか、
教えてほしい。

お問い合わせは

「裏表紙」または「同封書類」に記載の募集代理店まで

お問い合わせ
の前に

お問い合わせにあたっては、本冊子とあわせて同封書類
(保険料表・ご意向チェックシート・申込書)をお手元にご用意
ください。

お問い合わせ
のときは

ご質問のあるタイトル番号やページ番号をお伝えください。

タイトル番号

1 医療環境について 知る

ページ番号

契約概要

1 身長としくみ

2 契約内容(保険料表、保険料払込期間など)

3

ステップで選ぶ、

ちゃんと応える
医療保険
やさしいEVER

アフラックの
「医療保険」やさしいEVER

ステップ
1

医療環境について 知る P.3

ステップ
2

保 障 を 選ぶ P.5

ステップ
3

お申込みの前に必ずお読みください。

契約概要…………… P.17
注意喚起情報…………… P.29
その他重要事項…………… P.35

保 険 料

同封の「保険料表」をご確認ください。

使用するマークについて



特にご確認いただきたい内容のうち、お客様に
とって不利益となる事項を記載しています。



条件など補足事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載して
います。



保険の専門用語などについて記載しています。

医療環境について 知る

医療制度改革や医療技術の進歩などにもとまない、
入院は短期化の傾向にあります。

ちゃんと応える
医療保険

やさしい EVER

は、ご加入前にかかっていた
病気が悪化した場合の
入院・手術なども保障します

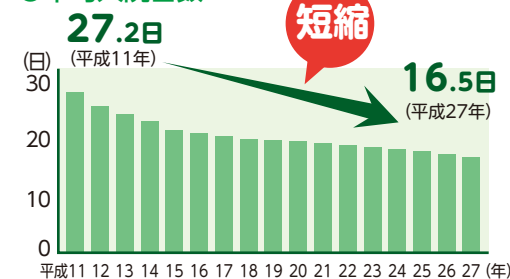
入院

入院の短期化への備えが必要です

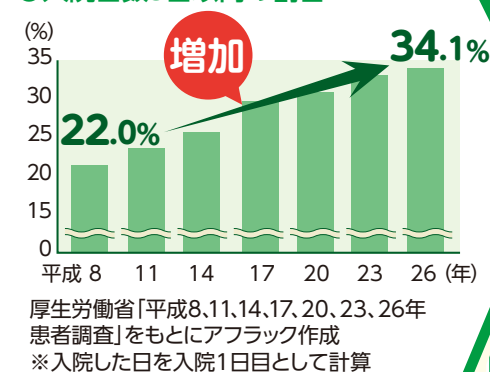
医療費以外の費用の例

- 家族のお見舞いの交通費
- 家事代行(ベビーシッター、ヘルパー、掃除業者など)
- 衣服代(パジャマ、下着など)
- 書籍(本、新聞、雑誌など)
- 日用雑貨など

● 平均入院日数



● 入院日数5日以内の割合



入院保障

日帰り入院から保障

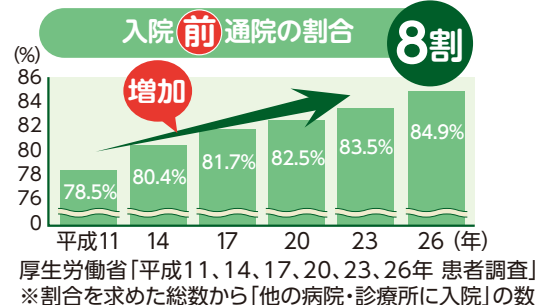
※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払い有無などを参考にして判断します。

通院

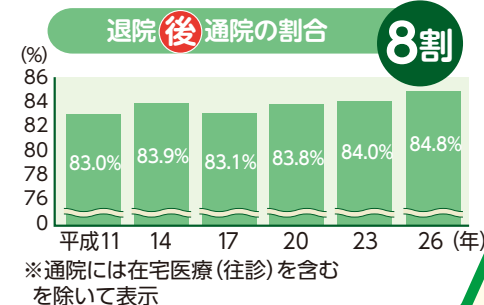
通院への備えの必要性が高まっています

● 通院における診療内容の例

入院前 ▶ 検査 投薬 処置 放射線



退院後 ▶ 検査 投薬 放射線



通院保障

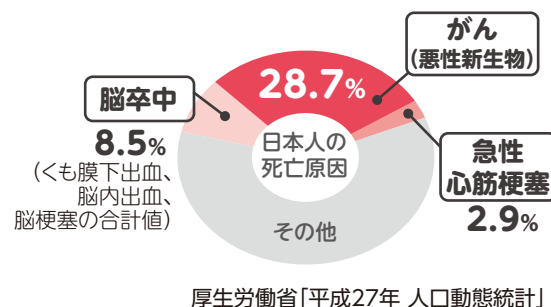
※通院ありプランの場合

入院前60日以内と
退院後120日以内の
通院を最高30日まで保障

三大疾病

がん・急性心筋梗塞・
脳卒中(三大疾病)への
備えも必要です

● 日本人の死因の約4割が三大疾病です。



<三大疾病にかかる>

- ・病気により今まで通りに働けなくなり、収入が減少する場合があります。
- ・治療内容や経過状況により、入院が長引くことや繰り返し入院することで費用がかかる場合があります。

三大疾病保障

特約を付加することで **がん 急性心筋梗塞 脳卒中**(三大疾病)の場合、

- 2年に1回を限度に何度でも一時金をお支払い..... **やさしい 三大疾病一時金特約**
- 以後の保険料はいただきます..... **やさしい 三大疾病保険料払込免除特約**

(注) 厚生労働省「平成23年 病院報告」については、東日本大震災の影響により、平成23年3月分は報告のあった患者数のみ集計された数値。
厚生労働省「平成23年 患者調査」については、宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県を除いた数値。

この保険は告知項目を簡素化し、引受基準を緩和したことにより、
当社の通常の医療保険・終身保険に比べて保険料が割増しされています。

健康状態や仕事の内容などによりご契約をお引受けできない場合があります。
なお、健康状態によっては、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険・終身保険にご契約いただける場合があります。



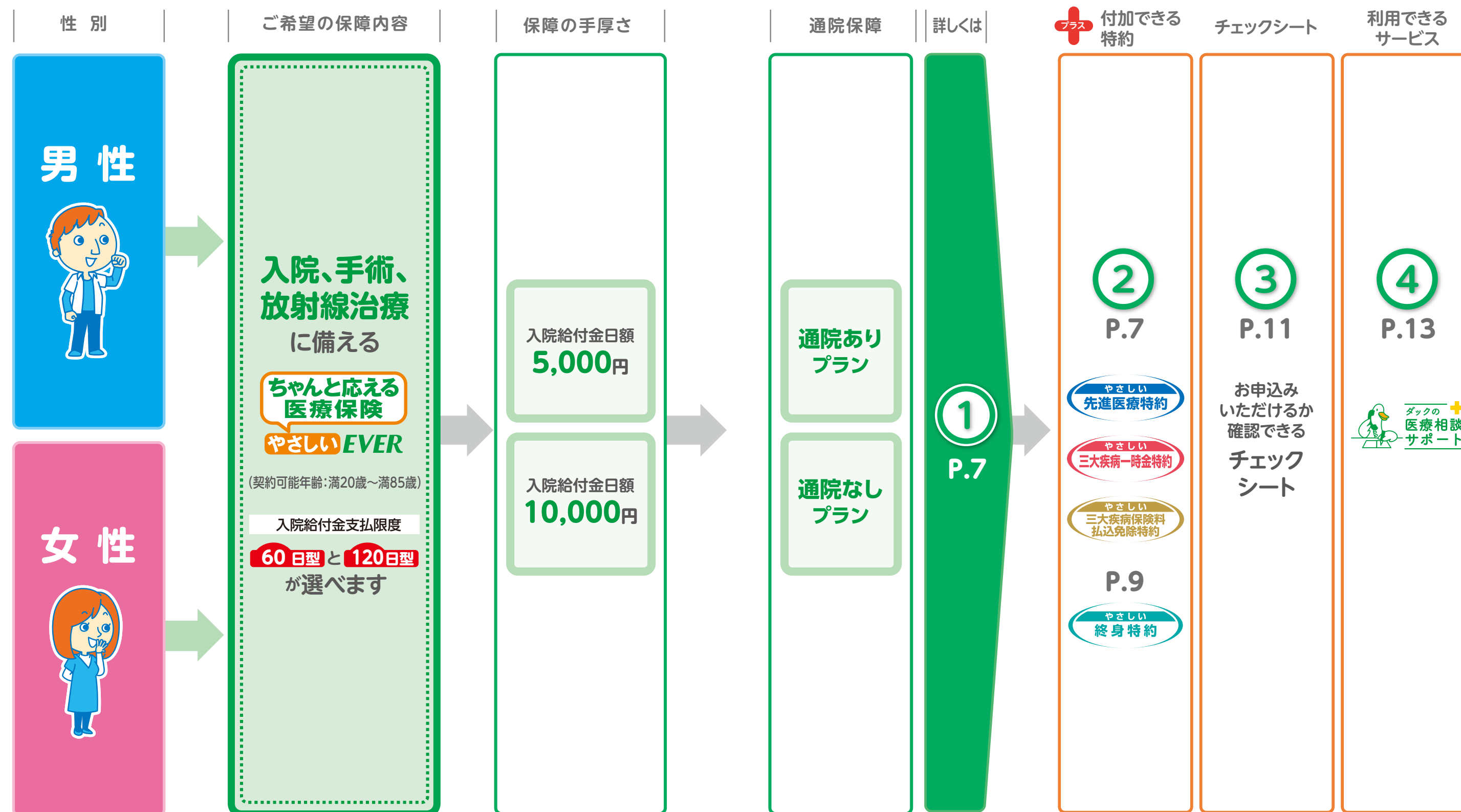
契約日から1年以内は、給付金額などが半額(50%削減)になります。

●詳しくは P.9～10 をご確認ください。

ご契約に際しては、年齢、職業、健康状態による制限があります。

保障を選ぶ

あなたにあった**保障**をお選びください。



① ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER

1 ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER										選べます!		保険期間				
お支払いする場合			お支払いする金額							通院あり プラン	通院なし プラン					
入 院	疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度 60日型：60日まで 120日型：120日まで	入院給付金日額5,000円		入院給付金日額10,000円						終身					
			1日につき	5,000円	1日につき	10,000円										
手 術	手 術 給 付 金	病気・ケガの治療を目的として所定の手術を受けたとき	一連の手術については 14日間に1回 回数無制限	入院中の手術		外来による手術										
				1回につき	5万円	1回につき	2.5万円						1回につき	10万円	1回につき	5万円
				契約日から 1年以内		2.5万円	1.25万円						5万円	2.5万円		
放射線 治療	放 射 線 治 療 給 付 金	病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき	入院しなくても 60日に1回 回数無制限	1回につき		1回につき										
				5万円	10万円	2.5万円	5万円									
通 院	疾病通院給付金 ・ 災害通院給付金	疾病入院給付金・災害入院給付金 が支払われる入院の原因となった 病気・ケガの治療を目的として 通院したとき(往診も含む)	入院前(60日)、 退院後(120日) の間で30日	1日につき		1日につき										
				3,000円	6,000円	1,500円	3,000円									

② 特約

⚠ 特約は「やさしいEVER」と同時にお申込みの場合に限り付加できます(中途付加はできません)。

➕ 先進医療を保障 ※「先進医療」について詳しくは「その他重要事項③ 先進医療について」(P.37)をご確認ください。

やさしい 先進医療特約	先進医療給付金	病気・ケガで先進医療を受けたとき	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち 自己負担額と同額		10年満期 自動更新
			自己負担額の半額	2,000万円まで	
			自己負担額の半額	2,000万円まで	
			自己負担額の半額	2,000万円まで	

➕ 「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」になった場合の治療費や当面の生活費をカバーする一時金

⚠ がんの場合、保障の開始まで3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。

やさしい 三大疾病一時金特約	三大疾病一時金	がん(悪性新生物)の場合 【初回】初めてがんと診断確定されたとき 【2回目以降】がんと診断確定され入院したとき 急性心筋梗塞・脳卒中の場合 【初回】【2回目以降】治療を目的として20日以上入院、または手術を受けたとき	2年に1回を限度 回数無制限		特約給付金額50万円の場合	1回につき 50万円	終身
			⚠ 契約日から 1年以内				

やさしい三大疾病保険料払込免除特約を付加すると、
三大疾病で所定の状態になったときは
以後のやさしいEVERおよび特約の
保険料はいただきません。

免除になる場合		
やさしい 三大疾病保険料 払込免除特約	がん(悪性新生物)の場合 がんと診断確定されたとき 急性心筋梗塞・脳卒中の場合 治療を目的として20日以上入院、 または手術を受けたとき	以後の保険料はいただきません。

② 特約 ⚠️ 特約は「やさしいEVER」と同時にお申込みの場合に限り付加できます(中途付加はできません)。

万一の死亡を保障		お支払いする場合		お支払いする金額		保険期間	
プラス	やさしい 終身特約	特約災害死亡金	不慮の事故で死亡したとき	特約保険金額50万円		特約保険金額100万円	
				50万円	100万円		
		特約死亡金	不慮の事故以外で死亡したとき	50万円	100万円		
			⚠️ 契約日から 1年以内	25万円	50万円		
終身							



契約日から1年以内は、
給付金額などが半額になります。

ちゃんと応える
医療保険
やさしいEVER

やさしい
先進医療特約

やさしい
三大疾病一時金特約

やさしい
終身特約

は

契約日からその日を含めて1年(支払削減期間)以内に支払事由に該当した場合には、給付金額などを半額(50%)に削減してお支払いします。ただし、「やさしい終身特約」の特約災害死亡保険金は半額にはなりません。

※「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」は契約日から1年以内に免除事由に該当した場合でも、以後の保険料は全額免除となります。

例

入院の時期によって
給付金額が異なります。

例 1

やさしいEVER(入院給付金の場合)

支払削減期間中 に入院し、
支払削減期間後 まで継続して入院した場合

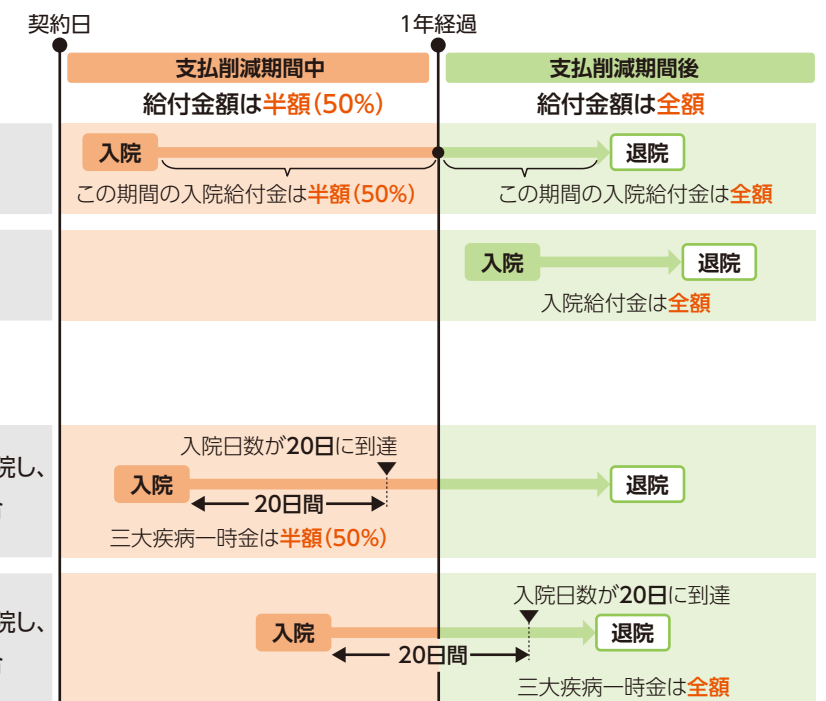
支払削減期間後 に入院した場合

例 2

やさしい三大疾病一時金特約

支払削減期間中 に急性心筋梗塞または脳卒中で入院し、
支払削減期間中 に入院日数が20日に到達した場合

支払削減期間中 に急性心筋梗塞または脳卒中で入院し、
支払削減期間後 に入院日数が20日に到達した場合



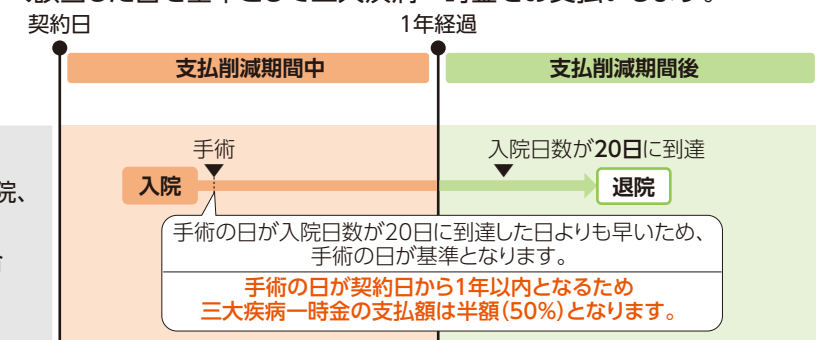
複数の支払事由に該当する場合は、いずれか早く該当した日を基準として三大疾病一時金をお支払いします。

例 3

やさしい三大疾病一時金特約

支払削減期間中 に急性心筋梗塞または脳卒中で入院、
手術し、

支払削減期間後 に入院日数が20日に到達した場合



3 チェックシート お申込みいただけるか、まずはチェック 以下の質問すべてが「いいえ」なら、「持病・既往症がある方」「病気で通院 ✓ を！ ・服薬中の方」もお申込みいただけます。

⚠ お申込みにあたっては必ず告知書をご確認ください。

ちゃんと応える
医療保険
やさしいEVER

やさしい
先進医療特約

やさしい
終身特約

いいえ

1

現在 入院中ですか？

または 過去1年以内に 入院注1・手術注2・先進医療注3・検査注4を
すすめられたことがありますか？（ただし、診療完了した場合は除きます。）



2

過去2年以内に 表A の病気で
入院をしたことがありますか？



3

過去5年以内に 表B の病気や異常で
医師の診察・検査・治療・投薬注5 をうけたことがありますか？



注1 「入院」からは、正常分娩のための入院は除きます。

注2 「手術」には、帝王切開、内視鏡・レーザー・カテーテルによるものも含まれます。

注3 「先進医療」には、歯科でおこなう先進医療を含みます。

注4 質問1の「検査」とは、健康診断・人間ドックまたは医療機関を受診した結果、診断確定のために
すすめられた再検査・精密検査をいいます。

注5 再発予防のための投薬も含みます。

さらに

やさしい
三大疾病一時金特約

やさしい
三大疾病保険料
払込免除特約

をご希望の方

いいえ

4

今までに がん（悪性新生物）※3にかかったことが
ありますか？



5

現在 表C の病気や検査の異常で、治療中・検査中・
経過観察中ですか？

または 最近3ヵ月以内に 表C の病気や検査の異常で、
治療・検査をうけるようすすめられたことがありますか？



6

過去2年以内に 表D の病気やその疑いで医師の診察・
検査・治療・投薬注5 をうけたことがありますか？
（ただし、表D の病気やその疑いが否定された場合は除きます。）



注5 再発予防のための投薬も含みます。



を！
・服薬中の方」もお申込みいただけます。

表A

- 糖尿病（高血糖や糖尿病の疑いを含む）
- 脳卒中※1
- 心筋こうそく
- 狭心症
- 不整脈
- 気管支ぜんそく
- 慢性気管支炎
- 慢性肝炎
（慢性C型肝炎、慢性B型肝炎を含む）
- かいよう性大腸炎
- クローン病
- リウマチ、こうげん病※2
- うつ病、神経症、パニック障害、不眠症
およびこれら4つの病気の症状として
現れたうつ状態

表B

- 糖尿病の合併症（網膜症・眼底出血、腎症、下腿皮膚かいよう・えそに限る）
- がん（悪性新生物）※3
（過去5年以内に診断確定・治療・投薬のいずれかがあるものに限る）
- 心臓病・動脈の疾患※4（心筋こうそく、狭心症、不整脈、脳動脈瘤を除く）
- 慢性腎不全（透析をうけたものに限る）
- 慢性の呼吸器の不全（酸素療法をうけたものに限る）
- 肺気腫、肺線維症
- 肝硬変
- 脳・神経の病気や異常※5
- 認知症
- アルコール・薬物依存症
- そう病、そううつ病、統合失調症、その他の精神の病気や異常
（うつ病、神経症、パニック障害、不眠症およびこれら4つの病気の症状
として現れたうつ状態を除く）
- 免疫不全症
- 原発性筋障害※6

表C

しゅようマーカー の異常※7	CEA、AFP、CA19-9、PSA
検診の異常	肺の検査、胃腸の検査、マンモグラ フィー検査、その他のがん検診
その他	しゅよう、しこり、貧血、病理検査や 細胞診での異常

ただし、＜検診の異常＞と＜その他＞のしゅよう・しこり・貧血に
ついては、がん（悪性新生物）※3やその疑いが否定された場合
は除きます。

表D

- 虚血性心疾患（心筋こうそく、狭心症、急性冠症候群）
- 脳卒中※1
- 一過性脳虚血発作
- 膀胱しゅよう
- GIST（ジスト、ギスト）
- カルチノイド

■病名などの解説

※1 脳卒中とは、くも膜下出血、脳出血、脳内出血、脳こうそく などをいいます。

※2 こうげん病とは、全身性エリテマトーデス、関節リウマチ、リウマチ熱、多発性筋炎・皮膚筋炎、強皮症、結節性多発動脈
炎・結節性動脈周囲炎をいいます。

※3 がん（悪性新生物）には、白血病、肉腫、骨肉腫、悪性リンパ腫、MDS（骨髄異形成症候群）、骨髄線維症などを含みます。
なお、上皮内新生物は含みません。

※4 心臓病・動脈の疾患には、心筋症、心肥大、心奇形、弁膜症、先天性心臓病、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄、動脈奇形などを
含みます。

※5 パーキンソン病、多発性硬化症、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、重症筋無力症、脳しゅよう などを含みます。自律神経失調
症・肋間神経痛・三叉神経痛・顔面神経まひ などの末梢神経の病気、脳卒中、脳動脈瘤、頭痛、てんかん を除きます。

※6 筋強直性障害、先天性ミオパチー、筋ジストロフィーなどを含みます。

※7 しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。



ご注意ください

- 健康状態・今までの病歴・ご職業・既にご契約されている当社保険との通算など
により、**ご契約をお引受けできない場合があります。**
- 「ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER」にお申込みいただけない場合、**特約
のみをお申込みいただくことはできません。**



ご契約者様とご家族がご利用いただけます。

24時間健康電話相談サービス

健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフが24時間365日お電話でお応えします。気になる体の症状や治療のご相談にも応じます。

提供：(株)ウェルネス医療情報センター

24時間年中無休

相談料・通話料無料

健康や医療に関する
相談をしたい

ご利用者様の声

ママも
あんしん

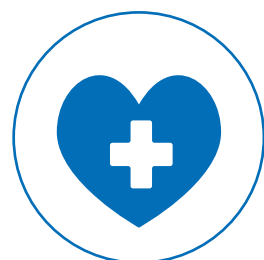
[ご利用時の症状：高熱]

子どもが夜に高熱を出してしまいました。
引越直後で近所の病院が思いあたりませんでした。

対応可能な病院をいくつか教えてもらいました。
自分では夜間にやっている病院を
調べられなかったので、大変助かりました。

ほかにも

認知症の父の介護をはじめたけれど、
わからないことばかりで困っている…。など



被保険者様にご利用いただけます。

セカンドオピニオンサービス

ベストドクターズ®・サービス

セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、全国の優秀な医師の中からご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。

提供：(株)法研

医師の紹介および
セカンドオピニオン
受診費用無料

※検査や治療等にかかる
費用はご利用者様負担

診断や
治療方法について
相談したい

ご利用者様の声

納得して
治療を選ぶ

[疾患名：悪性リンパ腫]

主治医からの説明がよく理解できず、
治療方法に対しても不安が募っていました。

他の専門医を紹介されました。
説明を聞いて治療方法についてよく理解でき、
納得してその後の治療を続けることができました。

ほかにも

大腸がんになり、主治医は「人工肛門しかない」と言う。
セカンドオピニオンで他の医師の意見も聞きたい。など



被保険者様にご利用いただけます。

治療を目的とした専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た全国の優秀な医師の中から、ご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。医師から受診の承諾を得た後にご紹介しますので、紹介されたものの実際には診てもらえないなどという心配はありません。

提供：(株)法研

医師の
紹介にかかる
費用無料

※検査や治療等にかかる
費用はご利用者様負担

専門の
お医者さんを探したい

ご利用者様の声

希望の治療を
相談できる

[疾患名：多発性子宮筋腫]

検査をしたら子宮筋腫が複数見つかりました。
子宮を残すことができるか不安でした。

紹介された医師から、筋腫のみを摘出し、
子宮を温存する手術をしていただきました。
退院後も順調に過ごしています。

ほかにも

緑内障で手術が必要だが、
実績がある病院で治療を受けたい。など



Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。

ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、また失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2017年2月20日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

セカンドオピニオンサービス、治療を目的とした専門医

- お申込みいただいた医療保険の被保険者様にご利用いただける
- 病名が判明している場合に限りご利用可能です。また、すでにご相談やご依頼は受けられません。
- 救急に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外には自己負担となります。
- ※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等

紹介サービスにおける注意事項

- サービスです。
- 終了している治療についての
- 診断料) 以外は自己負担とな
- は自己負担となります。

- 医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病等に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。
- 例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病等の治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の指定はできません。
- その他ご利用にあたっての諸条件等につきましては、[URL http://www.iryosoudansupport.jp/](http://www.iryosoudansupport.jp/)もしくは、ご契約後にお届けする保険証券に同封の「利用規約」をご確認ください。

本冊子や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

契約概要

P.17

契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

例えば

保険の特長・
しくみは？

どんなときに
給付金・保険金などが
支払われるの？

保険料払込みの
流れは？

契約できる
条件は？

など

注意喚起情報

P.29

お申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。

例えば

告知とは？

申込みを撤回
したいときは？

保障の開始は
いつ？

給付金・保険金などを
請求するときは？

など

その他重要事項

P.35

お申込みに際して**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

支払事由や制限事項などの詳細、主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

もくじ

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ① 特長としくみ …………… P.17 | ⑥ 保険料払込みの流れ …………… P.25 |
| ② 契約内容(保険期間、保険料払込期間など) …… P.17 | ⑦ 保険料に関する留意事項 …………… P.26 |
| ③ 給付金のお支払いなど …………… P.19 | ⑧ お引受けの条件 …………… P.27 |
| ④ 契約者配当金・解約払戻金・払戻金 …………… P.23 | ⑨ 特約の更新について …………… P.28 |
| ⑤ 保険料の払込方法 …………… P.24 | |

1 特長としくみ

「ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER」の特長、しくみ図は、**P.7～10** をご確認ください。

※「ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER」は「やさしいEVER」と記載します。



この保険は、当社の通常の医療保険・終身保険に比べて保険料が割増しされています。

- この保険は告知項目を簡素化し、引受基準を緩和したことにより、当社の通常の医療保険・終身保険に比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態やご職業などによりご契約をお引受けできない場合があります。
- 健康状態によっては、保険料が割増しされていない当社のほかの医療保険・終身保険にご契約いただける場合があります。



契約日(*)から1年以内は、給付金額などが半額(50%)に削減されます。

契約日からその日を含めて1年(支払削減期間)以内に支払事由に該当した場合には、給付金額などを半額(50%)に削減してお支払いします。ただし、「やさしい終身特約」の特約災害死亡保険金は半額になりません。なお、1年を経過した日に入院を継続していた場合、その翌日以後の入院に対しては疾病入院給付金・災害入院給付金は削減せずにお支払いします。

※「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」は契約日から1年以内に免除事由に該当した場合でも、以後の保険料は全額免除となります。

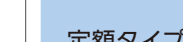
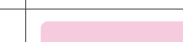
(*)保障の開始(責任開始)から契約日の前日までに、給付金などの支払事由が生じたときは、保障の開始(責任開始)の日を契約日とします。

2 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

「やさしいEVER」の契約内容

各プランの契約内容は右記のとおりです。

▶▶保険料払方タイプについて、詳しくは「契約概要 ⑤ 保険料の払込方法」**P.24** をご確認ください。

販売名称	プラン名称・正式名称		保険期間	保険料払込期間	保険料払方タイプ	契約年齢
ちゃんと応える 医療保険 やさしいEVER			終身	終身		満20歳～満85歳
	引受基準緩和型医療保険A 〔無解約払戻金〕			10年払済		
	引受基準緩和型 通院特約A	—				



付加できる特約

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間	やさしいEVERの 保険料払方タイプ	契約年齢
やさしい 三大疾病保険料 払込免除特約	引受基準緩和型 三大疾病保険料払込免除特約	終身	—	定額タイプ	満20歳～満85歳
		10年満期 (※1)		10年払済 タイプ	
やさしい 先進医療特約	引受基準緩和型 先進医療特約A	10年満期 (※2)	10年	定額タイプ	
				10年払済 タイプ	
やさしい 三大疾病一時金特約	引受基準緩和型 三大疾病一時金特約A	終身	終身	定額タイプ	
			10年払済	10年払済 タイプ	
やさしい終身特約	引受基準緩和型終身特約A 〔低解約払戻金〕	終身	終身	定額タイプ	
			10年払済	10年払済 タイプ	

(※1)「やさしいEVER」の保険料払込期間満了後も「やさしい先進医療特約」が付加されている場合は保険期間は終身となります。

(※2)自動更新により、所定の年齢まで保障を延長することができます。

▶▶特約の自動更新について、詳しくは「契約概要 ⑨ 特約の更新について」**P.28** をご確認ください。



特約の付加にあたって

- 特約のみのお申込みや、特約の中途付加はできません。

「やさしいEVER」に関する留意事項

契約日から1年以内は、給付金額などを半額(50%)に削減してお支払いします。

▶▶詳しくは **P.9～10** をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。

▶▶詳しくは **しおり**「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせずに、当社の定める日から保障を開始します。ただし、「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」「やさしい三大疾病一時金特約」のがんの保障の開始までには3か月の待ち期間があります。

▶▶保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 ④ 保障の開始」**P.31** をご確認ください。

■「リビング・ニーズ特約」について

「やさしい終身特約」と同時に「リビング・ニーズ特約」を付加できます。

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくは **しおり**「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

3

給付金のお支払いなど

▶▶参照しおり「やさしいEVER」について

⚠

契約日から1年以内は、給付金額などが半額(50%)に削減されます。
具体的な支払額については P.7~10 をご確認ください。
下記「支払事由の詳細／制限の例」「免除事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	主契約・特約名称	給付金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例
ちゃんと応える医療保険やさしいEVER	主契約 引受基準緩和型医療保険A (無解約払戻金)	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を 目的として入院したとき	1日につき 入院給付金日額	・支払限度の型： 60日型または120日型 ・病気・ケガそれぞれ、 1回の入院 用語 につき 最高60日(120日型は120日)まで ・病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで	疾病入院給付金と災害入院給付金との 重複支払いはありません 。 ○ 支払対象 帝王切開や多胎分娩(双子など)など、異常分娩のための入院 ✕ 支払対象外 正常分娩のための入院 健康診断・人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院
		手術給付金	疾病入院給付金・災害入院 給付金が支払われる入院中 に手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・一連の手術 用語 については 14日間に1回 ・支払回数は無制限	○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
			外来による手術を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×5		✕ 支払対象外 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 抜歯 先進医療に該当する場合 切開術(皮膚、鼓膜) 異物除去(外耳、鼻腔内) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲粘膜) 整復固定術および非観血的授動術 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
	引受基準緩和型 通院特約A	放射線治療 給付金	病気・ケガの治療を目的として 放射線治療を受けたとき	1回につき 入院給付金日額×10	・複数回受けた場合は、施術の 開始日から60日に1回 ・支払回数は無制限	○ 支払対象 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
						✕ 支払対象外 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射などによる投与 先進医療に該当する場合
		疾病通院給付金 災害通院給付金	疾病入院給付金・ 災害入院給付金が支払われる 入院の原因となった 病気・ケガの治療を 目的として通院したとき	1日につき 特約給付金額	・病気・ケガそれぞれの支払対象期 間中(※)、最高30日まで ・病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで (※)支払対象期間は、入院を始めた日 の前日からさかのぼって60日以内、 および退院日の翌日から120日以 内です。なお、1回の入院とみなさ れる複数回の入院をした場合、最初 の入院前60日から最終の入院の退 院後120日までの期間を支払対象 期間とします。	・疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、 災害通院給付金をお支払いします 。 ・主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が発払われる日については、 疾病通院給付金・災害通院給付金は支払われません 。 ○ 支払対象 往診 ✕ 支払対象外 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院
販売名称	特約名称	保障内容	免除事由		免除事由の詳細／制限の例	
三大疾病保険料払込免除特約 やさしい	三大疾病保険料払込免除特約 引受基準緩和型	保険料払込免除	つぎのいずれかで所定の状態になったとき ・がん(悪性新生物) ・急性心筋梗塞 ・脳卒中		・つぎの免除事由に該当した場合は、主契約および特約のその後の保険料の払込みを免除します。 ①初めてがんと診断確定されたとき ※がんの保障開始までに3か月の 待ち期間 があります。詳しくは「注意喚起情報 4 保障の開始」P.31 をご確認ください。 がんの保障開始までにがんと診断確定された場合、保険料は免除されません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。 なお、診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」は無効とします。 ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき ③急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院をしたとき	
					がん(悪性新生物)	✕ 免除対象外 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物
					急性心筋梗塞	✕ 免除対象外 急性心筋梗塞以外の虚血性心疾患(狭心症など)
					脳卒中	○ 免除対象 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、脳血管の異常により脳の血液の循環が急激に障害されること によって24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたもの

用語

- 「1回の入院」とは：下記の場合は1回の入院とみなし、60日または120日の支払限度を適用します。

疾病入院給付金	疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院 (同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院 (同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

用語

- 「一連の手術」とは：つぎの①②の両方に該当する手術のことを指します。
①同一の手術を複数回受けた場合
②①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合
(例:下肢静脈瘤手術(硬化療法)、網膜光凝固術など)

次ページへ続く▶

契約概要

注意喚起情報

その他重要事項

⚠ 契約日から1年以内は、給付金額などが半額(50%)に削減されます(「やさしい終身特約」の特約災害死亡保険金を除く)。
具体的な支払額については **P.7～10** をご確認ください。
下記「支払事由の詳細／制限の例」以外の「詳細／制限」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

販売名称	特約名称	給付金など	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
先進医療特約 やさしい	先進医療特約A 引受基準緩和型	先進医療給付金	病気・ケガによって先進医療を受けたとき ▶▶先進医療については「その他重要事項 ③ 先進医療について」(P.37)をご確認ください。	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	✕ 支払対象外	医療技術を受けた時点で先進医療に該当していない場合
三大疾病一時金特約 やさしい	三大疾病一時金特約A 引受基準緩和型	三大疾病一時金	つぎのいずれかで所定の状態になったとき ・がん(悪性新生物) ・急性心筋梗塞 ・脳卒中	1回につき 特約給付金額	・2年に1回限り ・支払回数は無制限	①初回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがんと診断確定されたとき ※がんの保障開始までに3か月の 待ち期間 があります。詳しくは「注意喚起情報 ④ 保障の開始」(P.31)をご確認ください。 がんの保障開始までにがんと診断確定された場合、がんは保障の対象とはなりません。急性心筋梗塞・脳卒中を対象として保障を継続します。 なお、診断確定日から6か月以内に契約者からの申し出があった場合、「やさしい三大疾病一時金特約」は無効とします。 (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院(*1)(*2)をしたとき(*3) ②2回目以降 前回の特約給付金のお支払いから2年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がんでつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合 がんと診断確定されていて、治療を直接の目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術を受けたとき (ウ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、継続20日以上入院(*1)(*2)をしたとき(*3) (*1)脳卒中の治療を直接の目的とする入院には、精神病床における入院は該当しません。 (*2)介護を目的とする介護療養型医療施設への入院は該当しません。 (*3)入院が継続20日になる前に、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として死亡した場合には、継続20日に達したとみなして特約給付金をお支払いします。	
						がん(悪性新生物)	✕ 支払対象外 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物
						急性心筋梗塞	✕ 支払対象外 急性心筋梗塞以外の虚血性心疾患(狭心症など)
						脳卒中	○ 支払対象 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、脳血管の異常により脳の血液の循環が急激に障害されることによって24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものの
						特約災害死亡保険金と特約死亡保険金との 重複支払いはありません。	
終身特約 やさしい	終身特約A (低解約払戻金) 引受基準緩和型	特約災害死亡保険金	つぎのいずれかに該当したとき ・不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ・所定の感染症によって死亡したとき	特約保険金額	—		
		特約死亡保険金	死亡したとき				
ニーズ特約 リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額 用語 を基準として計算した金額	1回限り	指定保険金額は100万円以上100万円単位で指定できます。ただし特約保険金額が100万円単位ではない場合、指定保険金額は特約保険金額と同額となります。	

用語

- 「指定保険金額」とは：
 - ・「やさしい終身特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
 - ・支払額は、指定保険金額から、保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額を差し引いた金額

特約の消滅

下記の場合、特約は消滅します。

引受基準緩和型 通院特約A	● 給付金のすべての支払限度に達したとき ● 主契約の入院給付金が支払限度に達したとき
やさしい 先進医療特約	支払限度に達したとき
やさしい終身特約	特約死亡保険金の全部をリビング・ニーズ保険金として支払ったとき、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します

4 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	● 「やさしいEVER」および特約には、 契約者配当金がありません。
解約払戻金	「やさしいEVER」 〈定額タイプの場合〉 ● 解約払戻金はありません。 〈10年払済タイプの場合〉 ● 保険料払込期間中： 解約払戻金はありません。 ● 保険料払込期間満了後：解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額になります。 ※「引受基準緩和型通院特約A」は除きます。 「引受基準緩和型通院特約A」「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」 「やさしい先進医療特約」「やさしい三大疾病一時金特約」 ● 解約払戻金はありません。 「やさしい終身特約」 ● 契約時の年齢やご契約の経過年数などに応じて、当社所定の 解約払戻金をお支払いします。 ● 保険料払込期間中の解約払戻金は、保険料払込期間満了後の解約払戻金割合の70%（低解約払戻金割合）と低く設定しています（既払込保険料に対する割合ではありません）。 ● ご契約から短期間で解約した場合、 解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
払戻金	「やさしいEVER」 「10年払済タイプ」で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。

5 保険料の払込方法

保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢（1年未満は切捨）によって決まります。具体的な保険料については「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。

- ▶▶ 保険料払込期間について、詳しくは「契約概要 ② 契約内容（保険期間、保険料払込期間など）」 **P.17～18** をご確認ください。
▶▶ 特約の更新について、詳しくは「契約概要 ⑨ 特約の更新について」 **P.28** をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

払方タイプ

「やさしいEVER」「やさしい三大疾病一時金特約」「やさしい終身特約」の保険料の払方タイプには、「**定額タイプ**」「**10年払済タイプ**」があります。

定額タイプ

契約時のまま、保険料は定額です。

保険料

▲ 契約日

10年払済タイプ

契約日から10年後の**年単位の契約
応当日** **用語** から保険料の負担が
なくなります。

〈例〉契約日が7月1日の場合

7/1

7/1

保険料

保険料0円

▲ 契約日

▲ 10年後の年単位の契約応当日

更新がある特約の保険料払込み

やさしい先進医療特約

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただけます。
- 「やさしいEVER」の「10年払済タイプ」に「やさしい先進医療特約」を付加する場合、「やさしいEVER」の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払込みいただき継続できます。**
- 保険料払込免除が適用された「やさしい先進医療特約」は、更新後も保険料のお払込みは不要です。

- 「**契約応当日**」とは：ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日

6 保険料払込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みのスケジュールは下記のとおりとなります(月払の場合)。

※半年払・年払については、当社または募集代理店にお問い合わせください。

なお、「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」「やさしい三大疾病一時金特約」の**がん(悪性新生物)による保障の開始までには「待ち期間」があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは「注意喚起情報 **4** 保障の開始」**P.31** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

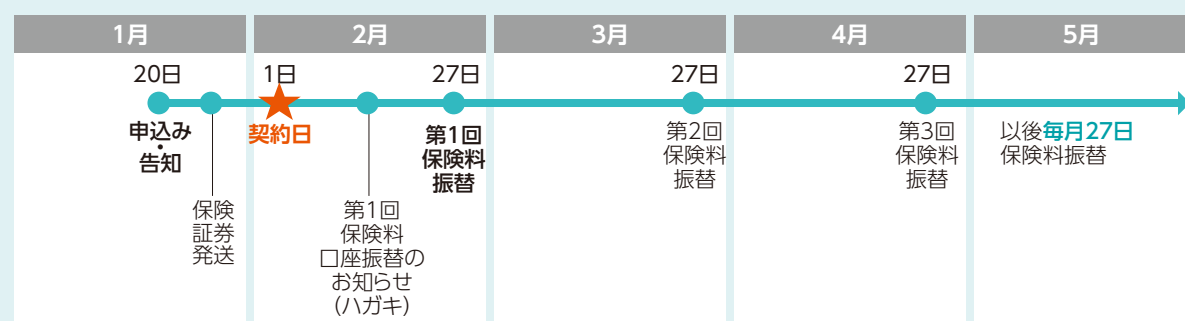
★**契約日**：申込みおよび告知が**ともに完了した日(*)**の属する月の翌月1日

(この日の満年齢で保険料が決まります)

(*)申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。

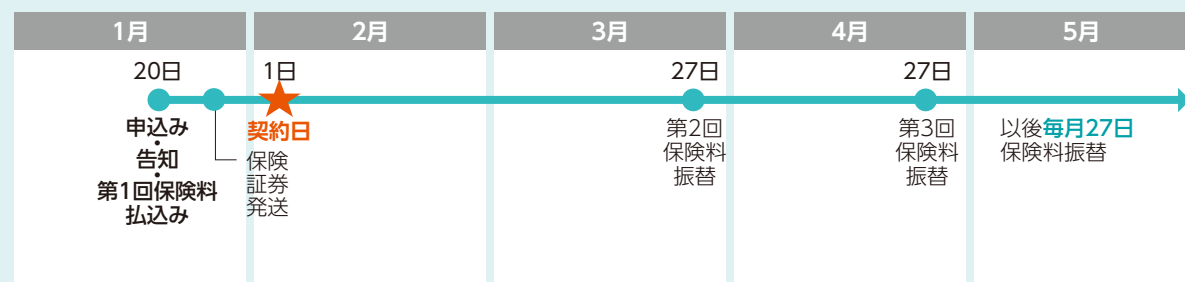
1 第1回目の保険料から口座振替の場合

〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

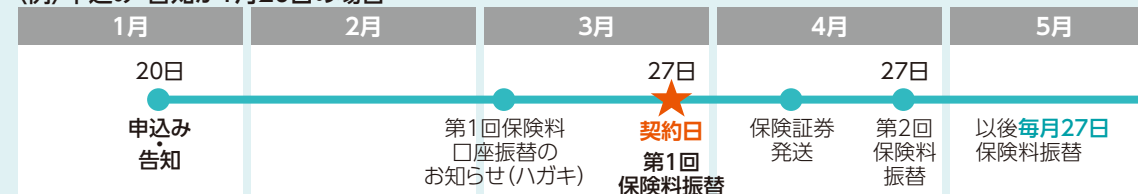
2をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

1 第1回目の保険料から口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料振替が**ともに完了した日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

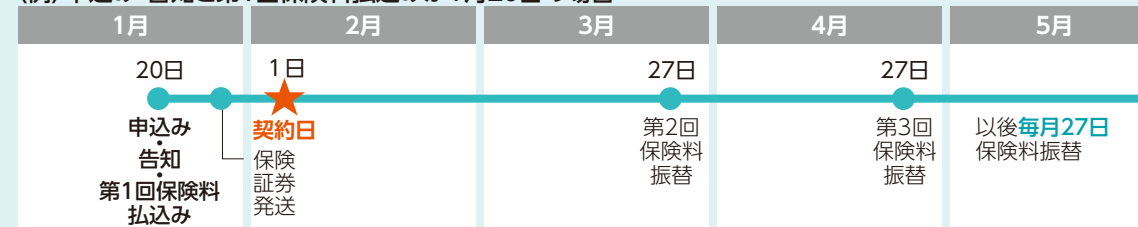
〈例〉申込み・告知が1月20日の場合



2 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

★**契約日**：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の翌月1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)

〈例〉申込み・告知と第1回保険料払込みが1月20日の場合



補足

保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。

※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

2をご希望の場合は、担当の募集代理店にお問い合わせください。

7 保険料に関する留意事項

保険料払込免除

●当社所定の高度障害状態、身体障害状態に該当した場合、主契約・特約の以後の保険料の払込みが免除となります。

▶▶詳しくは **しおり** 「やさしいEVER」のお支払について をご確認ください。

●「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、主契約・特約の以後の保険料の払込みが免除となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。

▶▶詳しくは **しおり** 「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは **しおり** 保険料の前納 をご確認ください。

保険料の高額割引制度 **やさしい終身特約**

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

「やさしい終身特約」の累計払込保険料について **やさしい終身特約**

「やさしい終身特約」を付加した場合、ご契約内容や経過年数などによっては「やさしい終身特約」の特約保険金額や解約払戻金が「やさしい終身特約」の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

8 お引受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、**本人・配偶者または2親等内の親族**となります。
- **被保険者の健康状態や仕事の内容**などによっては、お申込みをお引受けできない場合やご希望の契約内容ではお引受けできない場合があります。

また、下記の限度のほか、当社所定の制限を定めています。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

	主契約・特約名称	契約の限度、給付金などの限度																										
やさしいEVER	主契約 引受基準緩和型医療保険A 〔無解約払戻金〕	●入院給付金日額の限度 1契約につき5,000円から10,000円まで(1,000円単位) ※契約日の年齢が満50歳以上の方は3,000円から ●ほかの給付金と通算した限度 ・被保険者1人につき当社の引受基準を緩和した「医療保険」を通算して入院給付金日額10,000円まで ・被保険者1人につき、現在契約中の当社の「医療保険(がん保険は除く)」・「医療特約(特約MAXなどを含む)」などの入院給付金日額を通算して20,000円 ※契約日の年齢が満71歳以上の方は10,000円まで ※その他、仕事の内容によっては5,000円となる場合があります。																										
	引受基準緩和型通院特約A	●通院給付金日額の限度 入院給付金日額の6割 ●ほかの給付金と通算した限度 被保険者1人につき、現在契約中の当社すべての「医療保険」「医療特約(特約MAXなどを含む)」の通院給付金日額を通算して12,000円まで																										
先進医療特約	引受基準緩和型先進医療特約A	●契約の限度 被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療の特約をご契約いただけません(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険f(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません)。																										
三大疾病一時金特約	引受基準緩和型三大疾病一時金特約A	●契約の限度 1契約につき、1特約のみ ●特約給付金額の限度 ・主契約の入院給付金日額の200倍または100万円のいずれか小さい金額まで(30万円以上10万円単位) ・「やさしい三大疾病一時金特約」のみを通算して100万円まで ●ほかの給付金と通算した限度 被保険者1人につき、当社「医療保険」の三大疾病入院一時金および三大疾病一時金の特約給付金額を通算して200万円まで																										
やさしい終身特約	引受基準緩和型終身特約A 〔低解約払戻金〕	●特約保険金額の限度 10万円から下記の範囲内(10万円単位) 通信販売でのご契約は10万円から500万円まで(10万円単位)(告知書扱)。 500万円を超える金額をご希望の場合は、お問い合わせください。 ●告知書扱の場合の死亡保険金額の限度 ※下記告知書扱を超える特約保険金額については診査扱																										
		①「終身特約(やさしいEVER用)」 「アフラックのやさしい終身特約」 「やさしい終身特約」の通算限度 <table><tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額</th></tr><tr><td>満20歳以上満60歳以下</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>満61歳以上満65歳以下</td><td>800万円</td></tr><tr><td>満66歳以上満70歳以下</td><td>500万円</td></tr><tr><td>満71歳以上満85歳以下</td><td>300万円</td></tr></table> ②過去3年以内に告知書扱で契約した当社の死亡保険金額などの通算限度 <table><tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額</th></tr><tr><td>満20歳以上満45歳以下</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>満46歳以上満65歳以下</td><td>1,200万円</td></tr><tr><td>満66歳以上満70歳以下</td><td>500万円</td></tr><tr><td>満71歳以上</td><td>300万円</td></tr></table> ●ほかの保険金と通算した限度 被保険者1人につき、当社の「終身保険」「定期保険」「養老保険」、特約などの死亡保険金額などの通算限度 <table><tr><th>被保険者の年齢</th><th>限度額</th></tr><tr><td>満20歳以上満24歳以下</td><td>1億円</td></tr><tr><td>満25歳以上満70歳以下</td><td>5億円</td></tr><tr><td>満71歳以上</td><td>1億円</td></tr></table>	被保険者の年齢	限度額	満20歳以上満60歳以下	1,000万円	満61歳以上満65歳以下	800万円	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上満85歳以下	300万円	被保険者の年齢	限度額	満20歳以上満45歳以下	2,000万円	満46歳以上満65歳以下	1,200万円	満66歳以上満70歳以下	500万円	満71歳以上	300万円	被保険者の年齢	限度額	満20歳以上満24歳以下	1億円	満25歳以上満70歳以下	5億円
被保険者の年齢	限度額																											
満20歳以上満60歳以下	1,000万円																											
満61歳以上満65歳以下	800万円																											
満66歳以上満70歳以下	500万円																											
満71歳以上満85歳以下	300万円																											
被保険者の年齢	限度額																											
満20歳以上満45歳以下	2,000万円																											
満46歳以上満65歳以下	1,200万円																											
満66歳以上満70歳以下	500万円																											
満71歳以上	300万円																											
被保険者の年齢	限度額																											
満20歳以上満24歳以下	1億円																											
満25歳以上満70歳以下	5億円																											
満71歳以上	1億円																											

9 特約の更新について

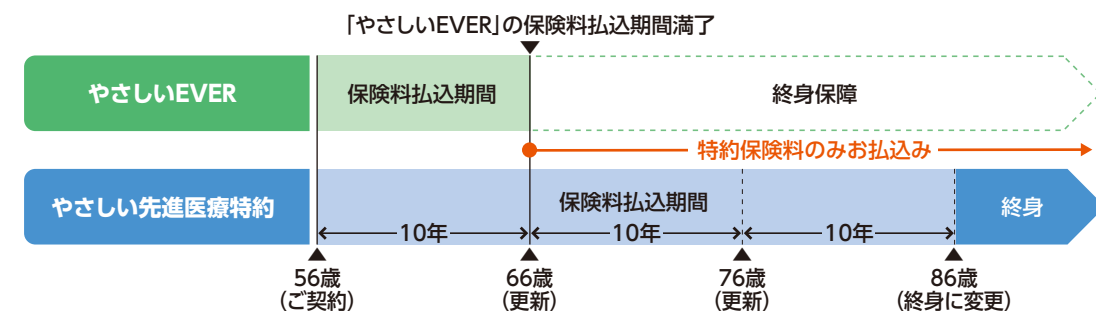
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、「やさしい先進医療特約」を更新した場合、給付金の支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

▶▶ 詳しくは **しおり**「やさしい先進医療特約」についてをご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
やさしい先進医療特約	満85歳以下	10年満期(*)	満86歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。

(*)「やさしいEVER」が「10年払済タイプ」の場合、「やさしいEVER」の保険料払込期間満了後は、**特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。

〈例〉「やさしいEVER」の10年払済タイプと「やさしい先進医療特約」を56歳でご契約の場合



▶ 相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、当社コールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶ 詳しくは「注意喚起情報 11 相談・照会・苦情の窓口」 **P.34** をご確認ください。

注意喚起情報

もくじ

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 反社会的勢力に該当する場合 P.29 | ⑦ ご契約の無効および失効・復活 P.33 |
| ② 告知義務 P.29 | ⑧ 解約と解約払戻金 P.33 |
| ③ お申込みの撤回または解除 P.30 | ⑨ 新たな保険契約への
乗換えやご契約の見直し P.33 |
| ④ 保障の開始 P.31 | ⑩ 保険会社の業務または
財産の状況が変化した場合 P.34 |
| ⑤ お支払いできない場合 P.32 | ⑪ 相談・照会・苦情の窓口 P.34 |
| ⑥ 給付金・保険金などのご請求 P.32 | |

1 反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、**保険契約のお申込みはできません。**
- 保険契約締結後に反社会的勢力(*1)に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していることが判明した場合には、約款に基づき**保険契約が解除されます。**

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

2 告知義務

▶▶ 参照 **しおり** お申込にあたって

正しく告知していただかないと、 ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けてご契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのまを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店・生命保険面接士には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

🔍 補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金・保険金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

〈「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース〉

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金・保険金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。

なお、**解除** **🔍 用語** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

3

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回 または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約のお申込みの**撤回** **🔍 用語** またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

- ①「**責任開始期に関する特約**」を付加した場合
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日
- ②「**責任開始期に関する特約**」を付加しない場合
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

- お申込みの撤回などをした場合には、お払込みいただいた金額をお返します。

【お申込みの撤回などの方法】

必ず郵便により上記の期間内(8日以内の消印有効)に当社宛てに文書を送付してください。

〈記入項目〉①記入日

②撤回の理由および撤回をしたい意思

③契約者の自署・フリガナ

④契約者の生年月日

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

⑤契約者の住所・電話番号

⑥被保険者名

⑦保険種類(特約中途付加の場合は特約種類)

⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可)

〈郵送先〉 〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、お申込みの撤回などができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

🔍 用語

- 「**解除**」とは：保険期間の途中でご契約を消滅させること
- 「**撤回**」とは：保険期間の開始前に、申込者にご契約のお申込みを取り下げること

申込日が保障の開始ではありません。

- ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。
「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」「やさしい三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの待ち期間があります。
- 当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある 「やさしい三大疾病保険料払込免除特約」「やさしい三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない 上記以外の保障

1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

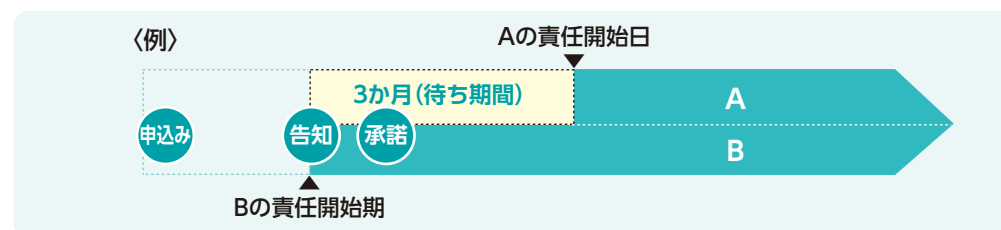
責任開始期(日)

Aの保障：「申込みおよび告知がともに完了した日(*1)」から3か月を経過した日の翌日(*2)

Bの保障：申込みおよび告知がともに完了した時

(*1) 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。

(*2) 「3か月を経過した日」の応当日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌1日から保障を開始します。



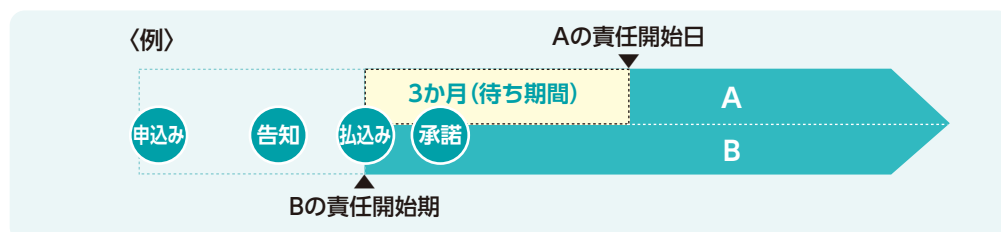
2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始期(日)

Aの保障：「告知および第1回保険料の払込みがともに完了した日(*)」から3か月を経過した日の翌日

Bの保障：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時(*)

(*) 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日(時)」となります。



補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
 〈例〉・原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
 ・「やさしい終身特約」の特約死亡保険金の場合、保障の開始から3年以内の被保険者の自殺
 上記以外にも、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。
 ▶▶ 詳しくは「契約概要 ③ 給付金のお支払いなど」P.19~22 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合など**についても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。

給付金・保険金請求手続きに関する専用フリーダイヤル

通話料 無 料 **0120-555-877** 受付 時間 [月曜日~金曜日] 9:00~17:00
 ※ 休日の翌営業日は電話が混み合うことがあります。

アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります**。ご不明な点がある場合はご連絡ください。
- 支払事由については「契約概要 ③ 給付金のお支払いなど」P.19~22 のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます。
 ▶▶ 詳しくは **しおり** 「指定代理請求特約」について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、**必ずご連絡ください**。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

用語

- **「失効」とは**：保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

保険料のお払込みがない場合、
ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料の払込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります。(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

第2回以後の保険料について

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶詳しくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取扱いはありません。

▶▶詳しくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

- 解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。
- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

▶▶詳しくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、**「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。**また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**

▶▶詳しくは「注意喚起情報 ②告知義務」 P.29～30 をご確認ください。

- 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



健康状態によってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
 - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- ▶▶詳しくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構



03-3286-2820



受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。

ホームページ

<http://www.seihohogo.jp/>

お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料
無 料

0120-5555-95

受付
時間

[月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※祝日を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ

<http://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

もくじ

- ① 個人情報の取扱いについて (保険契約者および被保険者の皆様へ) …… P.35
- ② 特定個人情報等の取扱いについて …… P.37
- ③ 先進医療について …… P.37
- ④ ダックの医療相談サポートについて …… P.37
- ⑤ Web約款について …… P.38

1 個人情報の取扱いについて(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「アフラックの個人情報の取扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

※以下、本「個人情報の取扱いについて」において、「個人情報」には個人番号(マイナンバー)および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)を含みません。特定個人情報等については、「**その他重要事項 ② 特定個人情報等の取扱いについて**」P.37 をご確認ください。

お客様の個人情報の利用目的

お客様の個人情報の利用目的は、つぎのとおりです。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 当社、その関連会社・提携会社が取り扱う各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実
- ④ その他保険業に関連・付随する業務

センシティブ情報

当社は保険業法施行規則により、保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲などに限り、保健医療などのセンシティブ情報を取得・利用します。

代理店制度

当社は代理店制度を採用していますので、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社指定の代理店に対して提供します。

なお、当社指定の代理店とは、つぎに該当する代理店をいいます。

- ① ご契約の全部または一部を担当させていただく代理店(お客様担当代理店)
- ② 保険契約者が所属される企業などの許可を得て、当該企業などにおいて各種商品やサービスの案内・提供・維持管理などを行っている代理店(企業等担当代理店)
- ③ お客様担当代理店または企業等担当代理店が提携する当社の承認を受けた代理店
- ④ 保険契約者から個人情報の提供につきご了解いただいた代理店
- ⑤ その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲内にある代理店

団体(集団)などとの関係

各種保険契約の継続・維持管理などのためにお客様の個人情報を、当社と団体(集団)取扱契約を取り交わしている団体(集団)や、お客様が指定された口座振替指定金融機関などとの間で相互提供します。

再保険

保険会社は、お客様の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の出再を含みます)を行うことがあります。この場合、保険会社は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果および支払査定時に利用する個人情報を再保険の引受けを行う保険会社に対して提供します。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、死亡・高度障害保険金、災害死亡・災害高度障害保険金、入院給付金がある保険契約をお申込みいただいた場合には、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社とともに、当該保険金または給付金のある保険契約のお引受け、保険金・給付金のお支払いの判断の参考とすることを目的として、つぎの項目を(一社)生命保険協会に登録します。

- ① 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 死亡保険金額・災害死亡保険金額
- ③ 入院給付金の種類および日額
- ④ 契約日(復活日、復旧日または特約の中途付加日)
- ⑤ 取扱会社名

また、当該登録事項については、同様の目的のために、全国共済農業協同組合連合会との間で、その契約内容との相互照会を行います。

支払査定時照会制度

当社は、各生命保険会社など(*)とともに、給付金・保険金・年金などのお支払い、保険契約または共済契約など(以下「保険契約など」といいます)の解除、取消しまたは無効の判断の参考とすることを目的として、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する、下記「**相互照会事項**」の全部または一部について、共同して利用します。

(*)「各生命保険会社など」とは、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

相互照会事項について

(一社)生命保険協会を通じて、照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し情報を提供します。なお、相互照会事項はつぎのとおりです。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故
※②記載の事項は照会を受けた日から5年以内のもの
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名および被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料およびその払込方法

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。支払査定時照会制度について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」のほか、当社または(一社)生命保険協会のホームページをご確認ください。

開示などのお問い合わせ

保有個人データの利用目的の通知・開示・訂正・利用停止などのご請求について、また、個人情報の取扱いに関する苦情やご相談に対し、適切に対応します。

2 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等の利用目的・利用

- 当社は、特定個人情報等を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)で限定的に定められた利用目的を超えて取得・利用しません。

特定個人情報等の収集方法

- 当社は、法令等に従い、適正な方法により特定個人情報等を収集します。

特定個人情報等の提供

- 当社は、番号法で限定的に認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

3 先進医療について

先進医療の制度などについて、詳しくは下記または厚生労働省のホームページをご確認ください。

調べる!探せる!先進医療サーチ <http://senshin-search.net/> 先進医療サーチ 検索

先進医療とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術を「先進医療」といいます。医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となりますが、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

4 ダックの医療相談サポートについて

「ダックの医療相談サポート」は無償でご利用いただけるサービスです。



サービス内容

- 24時間健康電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフが24時間365日お電話でお応えします。気になる体の症状や治療のご相談にも応じます。
ご契約者様とご家族がご利用いただけます。
- セカンドオピニオンサービス** ベストドクターズ®・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、全国の優秀な医師の中からご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。
被保険者様がご利用いただけます。
- 治療を目的とした専門医紹介サービス** ベストドクターズ・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
医師同士の相互評価で一定の評価を得た全国の優秀な医師の中から、ご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。医師から受診の承諾を得た後にご紹介しますので、紹介されたものの実際には診てもらえないなどという心配はありません。
被保険者様がご利用いただけます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

サービスに関する注意事項

■ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象のご契約が有効である場合にご利用いただけます。ご契約が終了している場合、また失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2017年2月20日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

■セカンドオピニオンサービス、治療を目的とした専門医紹介サービスにおける注意事項

- お申込みいただいた医療保険の被保険者様がご利用いただけるサービスです。
- 病名が判明している場合に限りご利用可能です。また、すでに終了している治療についてのご相談やご依頼は受けられません。
- 救急に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。
※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等は自己負担となります。
- 医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病等に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。
例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病等の治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の指定はできません。
- その他ご利用にあたっての諸条件等につきましては、
URL <http://www.iryosoudansupport.jp/>もしくはご契約後にお届けする保険証券に同封の「利用規約」をご確認ください。

5 Web約款について

「Web約款」とは、当社ホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。お申込みいただく保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。当社では、お客様の利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- 1 当社ホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- 2 文字を拡大して閲覧できます。
- 3 キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- 4 ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

選択方法

「Web約款」を選択する場合は、申込書上の「Web約款」選択欄にチェックをつけてください(チェックをつけた場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」は送付・交付しません)。

「Web約款」の閲覧方法

つぎの①～③の手順で閲覧できます。

- ① インターネットで当社ホームページにアクセス
アフラックホームページ <http://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページの「**Web約款** ご契約のしおり・約款」をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ 「商品名」と「(予定)契約日」から該当の「Web約款」を選択